

とやま中央会 FAX 情報

2019. 5. 15 発行 №559

富山市ものづくり改善インストラクター養成スクール 受講者募集について

本会では、富山市からの委託により、富山市内のものづくり企業の中核を担う現場の従業員の方等を対象とした「富山市ものづくり改善インストラクター養成スクール」を開講いたします。

下記のとおり受講生を募集しますので、ぜひお申込みください。

1. 開講期間

令和元年9月14日(土)～12月14日(土)
のうち計18日間

2. 会場

<講義・演習>

富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地
研修センター

〒930-2243 富山市四方荒屋 497-13

<実習先>

各協力企業の製造現場

3. 内容

東京大学ものづくり経営研究センターと富山市が共同開発したカリキュラム(講義・演習・現場実習)に基づく、ものづくり企業の「現場改善」のための実践的な講座です。

各講座は、同センターの協力により、製品の企画・開発から生産まで、幅広い領域をカバーできる経験豊富で多彩な講師陣が担当します。

カリキュラム及び講師陣の詳細については下記URLよりパンフレットをダウンロードいただきご確認ください。

https://www.chuokai-toyama.or.jp/topics_detail.html?Record_ID=ca576646d7ca84102dac5

21ab3a05630&TGenre_ID=001

4. 応募対象

富山市内に工場等を有する企業の製造業の現場責任者、または、それに準じる者

5. 受講料 税込30万円

6. 募集人員

10名程度(書類選考及び面接実施後に受講者を決定する予定です)

7. 申込期間 6月3日(月)～6月28日(金)

8. 申込方法

前記URLより申込書をダウンロードいただき必要事項をご記入、押印のうえ、職務履歴書及び会社案内3部を添付して、富山県中小企業団体中央会(〒930-0083 富山市総曲輪 2-1-3 富山商工会議所ビル6階)まで郵送にてご提出ください。

9. お問い合わせ先

富山県中小企業団体中央会 工業支援課

TEL. 076-424-3686

FAX. 076-422-0835

E-Mail: info@chuokai-toyama.or.jp

富山市商工労働部工業政策課

TEL. 076-443-2166

◇ 消費税軽減税率対策窓口相談等事業を実施します

本年10月1日より消費税率が10%に引き上げられ、中小企業組合や組合員事業所においては、転嫁対策のための経営課題対応はもちろんのこと、引上げと同時に導入される軽減税率制度への対応について求められることとなります。

このことから本会では、組合や業界が直面する課題解決のために、消費税軽減税率対策窓口相談等支援事業を下記のとおり実施いたします。ぜひご活用ください。

1. 事業の内容

下記(1)～(3)について、軽減税率・インボイス制度、POSレジ導入、価格転嫁対策、キャッシュレス決済など消費税率引上げに関する事業

(1) 講習会開催事業

指定された日時・会場に講師を派遣し、組合役職員・組合員を対象に講習会を開催する事業です。1組合からでも活用できます。

(テーマ例)

「消費税軽減税率制度と請求書の保存方式変更への対策について」

「キャッシュレス決済の基礎とキャッシュレス・消費者還元事業について」

「消費税増税後の転嫁対策について」

(2) 専門家派遣事業

組合事務所・組合員企業へ専門家・中央会職員が伺い、指導をする事業です。

(テーマ例)

「消費税軽減税率対象品目を購入した場合の経理処理について」

「請求書の保存方式の対応について」

(3) 中央会職員による巡回指導事業

中央会職員が組合事務所へ伺い、指導を行う事業です。

(テーマ例)

「組合で取り扱う商品が軽減税率対象品目に該当するか否かについて」

「組合で使用する会計ソフトの軽減税率(請求書保存方式変更)への対応の設定について」

2. 補助金額等

(1) 講習会開催事業

補助率：10/10

補助対象経費：講師謝金、講師旅費、会場費、会議費(お茶代)等

(2) 専門家派遣事業

補助率：10/10

補助対象経費：専門家謝金、専門家旅費等

(3) 中央会職員による巡回指導事業

補助対象経費：無し

※講師(専門家)謝金、講師(専門家)旅費は、本会の規程により算出します。

3. 事業実施期間

～令和2年1月末まで

4. お申込み・お問い合わせ先

富山県中小企業団体中央会 流通・労働支援課

TEL. 076-424-3686

FAX. 076-422-0835

下記URL内「お申込みはこちらから」をクリックし、必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

https://www.chuokai-toyama.or.jp/topics_detail.phtml?Record_ID=e843606b724823ce8bff103111bf1839&TGenre_ID=001

元気いっぱいのファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

◇ 移住者創業チャレンジ応援事業 利用者募集のご案内

公益財団法人富山県新世紀産業機構と富山県では、東京圏から移住し、県内で創業を予定している方や創業後間もない中小企業者の方から社会性・事業性・必要性のある事業計画を募集します。優秀なビジネスプランには経費の一部に対して助成を行い、多様な価値観に基づく創業を支援し、起業家人材の裾野拡大や県内経済の活性化を図ります。

1. 対象者

以下のいずれかに該当する方のうち、平成31年4月1日以降に富山県内に移住し、移住後及び申請後1年以内に富山県内で事業を行う中小企業者（創業予定の方、NPO法人等を含む）

- (1) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと
- (2) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）のうち条件不利地域※以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3ヶ月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと

※過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定されている条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）

2. 対象事業

以下の全ての要件を満たす事業を営む方

- (1) 地域社会が抱える課題の解決に資する事（社会性）
- (2) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
- (3) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの提供が十分でない

こと（必要性）

3. 助成金額・助成率・募集数

上限200万円（助成率1/2以内）
5件程度

4. 助成対象経費等

事業計画提出日から令和2年3月13日（金）までに支払った経費のうち、消費税額を控除したものの。ただし、国・県または当機構の他の助成金を受けて実施する事業を除きます。

（例）機械・設備費、器具・工具・備品費、構築物費（不動産の取得、自動車の取得は除く）、店舗改装費、原材料費・仕入高、外注加工費、委託費、知的所有権出願経費、専門家謝金、人件費（新規雇用者に係るものに限り、かつ対象経費の20%以内、代表者や役員を除く）、広告宣伝費、家賃等賃借料、その他、当機構理事長が適当と認めるもの。

5. 応募方法

下記URLより助成金交付申請書・事業計画書の様式をダウンロードいただき、郵送等で当機構まで送付してください。

<https://www.tonio.or.jp/josei/ijyuu/>

6. 申込締切

令和元年8月5日（月）17時必着
（持参、郵送いずれも）

7. 留意事項

助成金交付後5年間は助成対象事業の収益状況を報告いただくとともに、純利益が生じた場合には助成金の全部または一部を返還納付いただく場合があります。

8. お問い合わせ先

公益財団法人富山県新世紀産業機構
中小企業支援センター経営支援課
支援マネージャーグループ
〒930-0866 富山市高田527 情報ビル1階
TEL. 076-444-5605
FAX. 076-444-5646

◇ 産業観光魅力創出事業補助金制度のご案内

県では産業観光を魅力あるものとするため、産業観光客の受入れ態勢を整備する産業観光創出事業補助金事業を実施します。ぜひご活用ください。

1. 補助対象者

産業観光に取り組む県内企業

2. 補助対象経費

補助対象経費は、産業観光を実施する県内企業が行う次の新規事業の実施に要する経費とします。

- (1) 産業観光案内用備品の整備事業
 - ・説明用DVD、パンフレット等の作成
 - ・外国人観光客受入れのためのパンフレット等の翻訳
 - ・案内用マイク、イヤホンセット等の購入
 - ・説明用会議室の机、椅子等の購入
 - ・その他産業観光実施のために必要と認められる備品整備事業
- (2) 産業観光案内コースの整備事業
 - ・工場内通路の安全柵・誘導表示等の設置
 - ・説明用会議室の間仕切り変更、照明、音響設備等の設置
 - ・駐車場内の区画整備、車止め等の設置
 - ・産業観光客用のトイレの設置、外国人観光客受入れのためのトイレの改修
 - ・その他産業観光実施のために必要と認められる施設整備事業

3. 補助金額

- (1) 産業観光案内用備品の整備事業
事業費の1/2以内で25万円以内
- (2) 産業観光案内コースの整備事業
事業費の1/2以内で50万円以内

4. 申請締切

令和元年6月28日(金)必着
(交付の決定は7月下旬を予定しています)

5. 申請書提出先・お問い合わせ先

〒930-8501 (住所不要)
富山県観光・交通振興局 観光振興室
TEL. 076-444-3382
FAX. 076-444-4404
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1401/kj00020390.html

◇ 第64回令和元年度通常総会の開催について

本会では第64回通常総会を下記の通り開催しますので、会員の皆様のご出席をお願いいたします。別途、開催案内を郵送いたします。

1. 開催日時 令和元年5月31日(金)
14時～
2. 開催場所 富山国際会議場2階
多目的会議室
(富山市大手町1-2)
3. お問い合わせ先
富山県中小企業団体中央会 総務課
TEL. 076-424-3686

新型定期預金
マイナーベスト



人を思う。未来を思う。
商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階
URL. <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835